

生徒必携

序文（基本的な心構え）

学校は一つの社会である。私達の社会でもっとも大切なことは、お互いの人権を尊重し、信頼しあうことである。そのためには、そこに社会規範が求められるのは当然である。この「学校社会」の秩序を維持していくために、私達はお互いの申し合わせや確認し合った生活上のルールを、ひとりひとりが誠意をもって守っていかなければならない。私達は光陵高校の生徒として責任の重大さを自覚し、勉学・スポーツ等学校教育活動に専念するとともに、この生徒心得の諸事項を外からの拘束と考えることなく、各自の自律的行動の指標とすることによって、自由にして清新で、明朗・敬愛・活力みなぎる校風を創り、維持、発展させていかなければならない。この「生徒必携」に掲げる諸事項は、本校生としての行動のあり方を具体的に示したものである。

第1章 礼儀

- 1 自尊心を重んじて礼節を尊び、そして互いに敬愛しあうことにより自己の品格を高めよう。
- 2 日々接する人々に明朗で節度ある礼を積極的につくそう。
- 3 目上の人に対しては常に尊厳の態度をもって接し、校内・校外を問わず積極的に挨拶を行い敬語を使うように心がけよう。
- 4 来客に対しては会釈、挨拶をし、親切、丁寧に應對しよう。
- 5 校内では、先生ばかりでなく、生徒間相互でも元気で明るい挨拶を交わし、積極的に友情を深めよう。

第2章 頭髪・服装等

学校は公的な場である。プライベートとはきちんと区別して端正、清楚な姿で登校すること。

1 頭髪等

- (1) 頭髪の染色や脱色、パーマ、ドライヤー等による加工、特異な髪型等はないこと。
- (2) 整髪料や化粧品（色付きリップクリームなどの類似品を含む）、装飾品等の使用禁止。

(3)ピアス用に耳に穴を空ける等は禁止。

(4)頭髪の長さの基準は次のとおり。

①男子

・自然な状態で目、耳、襟にかからないこと。

②女子

・前髪は目にかからないこと。(横髪が前にきて目にかかることも不可)

・後ろ髪は両肩先を結ぶ線を超える場合は結髪する。不必要な結髪はしないこと。

・結髪には黒・紺の細いゴム紐を使用し、リボン・髪飾り等は用いない。

・ヘアピン等を使用する場合は黒又は紺色のものに限る。

2 服装等

(1)制服

①登下校時、校外行事へ参加するとき、その他にこれに準ずる場合は、指定の制服を着用すること。

②夏、冬及び中間服の期間は特に設けない。各自の体調に合わせて着用すること。但し、行事・式典等の場合は指示に従うこと。

(2)中間服

夏服、冬服の様々な組み合わせが可能。

・男子の長袖シャツ、ニットベスト、カーディガン 女子のニットベスト、カーディガン、スラックスの購入については任意。

(3)靴下、ベルト

①男子

・市販の白か紺か黒の靴下を着用すること。

(華美でないワンポイントは可、くるぶしが隠れること)

・ズボンのベルトは、黒、紺、茶とし装飾が多いものは禁止する。

②女子

・市販の白か紺か黒の靴下を着用すること。

(華美でないワンポイントは可、くるぶしが隠れること)

・冬季に肌色ストッキングまたは黒色のタイツを着用してもよい。

・ズボンのベルトは、黒、紺、茶とし装飾が多いものは禁止する。

(4)靴類

①通学靴

黒、白を基調としたもの。運動靴の他ローファーも可。

②上履き、体育館シューズ、グラウンドシューズ

学校指定(学年別色指定)のもので、指定された箇所に必ず記名すること。

(5) 防寒着等

- ①防寒コート、マフラー、ネックウォーマーは、黒、紺、灰、茶、白の単色を使用すること。
- ②膝かけは原則として使用禁止とする。

(6) 名札

校内では、常に左胸に名札を着用すること。(着脱は昇降口で行うこと)

(7) 通学バッグ

- ①市販の黒、紺、灰、白を基調とした華美でないもの。
 - ・各部活動で揃えたバッグも可。

第3章 登下校

1 登下校時間

(1) 登校時間（教室に入る時間）

- ① K-semi 実施時 …………… 7：40まで
- ② K-semi 不実施日 …………… 8：40まで

(2) 平日の最終下校時間（校門を出る時間）

- ① 通常 …… 18：30
- ② 教師の指導の下の部活動、学習指導
 - ・夏季（3月～10月） …………… 19：30
 - ・冬季（11月～2月） …………… 19：00

※部活動公式試合直前に、20：00まで延長を許可する場合がある。

- ③ 定期考査期間中(最終日を除く)及び長期休業中 …… 17：00

2 通学路

学校近辺では、本校生の登下校時の安全と近隣住民への配慮のために、決められた通学路がある。以下のことを必ず守り、安全に登下校すること。

- ①決められた通学路を必ず守ること。
- ②学校近辺の道路は、光陵高校入口交差点からのバス道路の他、福間、津屋崎方面から学校南側の道路（坂道）を通ることができる。
- ③光陽台団地内の道路は、原則通行できない。但し、次の道は通行できる。
 - ・通り堂交差点（郵便局付近）から上る階段を通り、バス道路に出るまでの指定された道。

3 自転車通学

(1) 手続き

- ①自転車通学希望者は、所定の許可願用紙に必要事項を記入し、本人、保護者連署の上、生徒指導主事に願い出て許可を受けること。
- ②許可には、防犯登録、自転車保険への加入が必要。

- ③学校指定のステッカーを所定の位置に貼付すること。（学年色指定）
- ④自転車安全点検を必ず受けること。
- ⑤ヘルメットの着用(努力義務)

(2) 注意点

- ①届出の通学ルートを厳守すること。
- ②交通ルールを守り、安全運転に細心の注意を払うこと。
- ③必ず道路の左側を通行すること。（県道 97 号線沿いは、歩道も可能）
- ④雨天時には、必ずカッパを着用すること。
- ⑤夜間は必ずライトを点灯すること。
- ⑥日常の整備・点検（特にハンドル・ブレーキ）を怠らないこと。
- ⑦校内では自転車を降りて、押して移動すること。
- ⑧校内では指定された場所に駐輪し、駐輪中は必ず 2 ヶ所以上施錠し、管理に責任をもつこと。
- ⑨盗難や事故にあった場合には、すみやかに届け出ること。

⑩ 禁止事項

- ・二人乗り・並列走行
 - ・傘さし運転
 - ・改造
 - ・乗車中の携帯電話等の使用
 - ・他人への貸借
 - ・その他、危険運転、迷惑運転等
- ⑪以上の項目に違反するようなことがあれば、自転車通学許可を一時停止または取り消し、特別指導を行うことがある。

4 登下校中の注意

- ①時間に余裕をもって登校し、安全に細心の注意を払うこと。
- ②歩道のあるところでは、必ず歩道を通行し、横に大きく広がるなど一般の人々の通行の妨げにならないよう注意すること。（点字ブロック上は通行しない）
- ③公共交通機関利用の際は、他の乗客の迷惑にならないようマナーアップに努めること。
- ④歩きながら携帯電話等を使用はしないこと。（音楽を聴きながらも不可）
- ⑤買い食いや無用の寄り道等で本校生としての品位を汚すことのないよう心がけること。

5 その他

(1) 自家用車等による送迎

- ①原則として禁止する。
- ②病気や怪我等でやむを得ず送迎をしてもらう場合は、事前に担任に届け、乗降は必ず校内に乗り入れること。（道路沿い、団地内での乗降は

絶対にしないこと。)

(2) 台風等災害時の登校

下記、光陵高校緊急連絡用ホームページ及び e-メッセージで確認し、指示に従い行動すること。

http://koryo.fku.ed.jp/urgent_report_infomation.htm

(携帯電話用 <http://koryo.fku.ed.jp/renraku/>)

※上記が利用できない場合は、事前に担任に連絡しておくこと。

第4章 校内生活

学校は集団生活の場であり、学問及び心身の修練のための道場でもある。自己本位の行動は慎み、信頼と協力を基盤にお互いになごやかに生活し、校則が目指す清新で自主的な校風づくりに努力しよう。

1 校内生活

- ①登校後は下校時間まで校外に出てはならない。やむを得ない場合は、クラス担任に申し出て外出許可を得ること。
- ②掲示物、校内放送等の諸連絡には常に注意し、伝達事項の確認につとめること。
- ③移動授業等で教室を離れるときは、消灯、戸締りを実際に行うこと。
- ④校内の諸施設(図書館、保健室、食堂・売店等)を利用する場合は、それぞれの利用規定に従うこと。
- ⑤校内の公共物等は大切に扱うこと。万一過って破損した場合は、すみやかに関係教師に申し出て、「器物破損届」を提出すること。
- ⑥校内での政治的活動や選挙運動については、他の生徒への日常の学習活動等への支障、学校の政治的中立性等の観点から禁止する。

2 携行品等

- ①学校には、貴重品や多額の金銭、カード類の他、学業に不必要なものの携行はしないこと。
- ②やむを得ず金銭等貴重品を持参した場合は常に身に付けておき、体育その他の移動授業及び部活動等で離れるときは教科担任又は関係顧問教師等に預けるなどすること。
- ③教科書等の教材や所持品には、必ず記名をしておくこと。
- ④所持品の管理は各自で責任をもって行うこと。
- ⑤物品や現金等の貸借はしないこと。(特に他人のものを勝手に借りない)
- ⑥各個人にロッカーを貸与する。鍵をかけ各自で管理すること。
- ⑦部室には教科書等の私物は置かないこと。

3 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等

(1) 校内への持ち込みについて

- ① 校内に持ち込むことはできるが、校内での使用は一切不可。校内では必ず電源を切っておくこと。
- ② 校内では常にカバンの中に保管するかロッカーで保管し、身につけないこと。
- ③ 違反行為（校内での使用、電源切り忘れ、音を鳴らす等）については、特別指導を含む厳しい指導を行う。

(2) 注意点

- ① 校内持ち込みについては、各個人で責任をもって管理すること。
- ② 特に必要がなければ、学校へ持ち込まないことが望ましい。
- ③ 緊急に連絡が必要な場合は、学校の電話に連絡してもらうこと。
- ④ ネット使用にかかわるトラブルや過度の使用等による生活リズムの乱れなどの問題を起こさないように、その使用については十分注意すること。

4 遅刻・欠席・早退等

(1) 事前の連絡

やむを得ない理由により、学校を欠席、遅刻する場合は、必ず保護者より学校に連絡してもらうこと。

- 学校 HP、Google Forms による連絡
- 電話による連絡 午前 8 時 30 分以降
電話番号 0940 - 43 - 5301
- FAX による連絡 常時受付
電話番号 0940 - 43 - 7869

(2) 遅刻して登校した場合

- ① 職員室前に設置している遅刻届に必要な事項を記入し、職員室内の学年教員に確認印をもらうこと。
- ② 届出用紙をクラス担任と教室入室時に授業担当者に提出する。

(3) 早退について

無断で早退することはできない。必ず、担任、養護教諭等に申し出ること。

(4) 忌引について

- ① 所定の様式により「忌引届」を提出すること。
- ② 忌引日数
父母（7日） 祖父母・兄弟姉妹（3日）
曾祖父母・伯叔父母（1日）

(5) 出席停止について

インフルエンザ等の法定伝染病にかかった場合は、所定の届を病名と通院日時を証明できる書類を添付して届け出ること。

5 指定品購入

(1) 制服について

制服の購入、補正などは、指定の手順と業者があるため、各自で行わないこと。

- ①担任と生徒指導課へ、購入または補正を申し出る。
- ②生徒指導課より業者への連絡を行う。
- ③保護者または生徒本人が、連絡をして採寸日や受け取りについての、打ち合わせを行う。

(マイク 092-558-1440 学生服センターカク 092-781-6878)

※学校からの連絡がないと販売、補正はできない。

(2) 体操服、シューズ

体操服、上靴、体育館シューズ、グラウンドシューズについては学校指定品を学校内の売店で購入すること。予約販売となるため、早めに余裕をもって行動すること。

(3) 名札

紛失した場合は、直ちに担任へ報告して、購入を申し出ること。

6 許可願、その他諸届等について

(1) 許可願

必要に応じ、所定の様式で担任、関係教師を通して願い出ること。

- ①自転車通学許可願
- ②異装許可願
- ③外出許可願
- ④JR 割引証交付願
- ⑤出席取り扱い（公欠）願
- ⑥その他、校内施設等の使用、校内での活動に関わる願など

(2) その他届等

住所変更届、紛失・盗難届など

(3) 事務室の窓口で直接申し出るもの

在学証明書、通学証明書等

第5章 学 習

学習活動は私たちの本務である。常に自主的かつ真剣な態度で学習に臨み、学力の向上に努め真の学力を身につけよう。

1 授 業

- (1) 予習、復習を徹底して行い、特に予習においては次時の学習に問題点、疑問点をもって授業に臨むように努力すること。

- (2) 休み時間中に次授業の準備を行い、始業の合図と同時に授業が開始されるような静粛な態度で着席しておくこと。
- (3) 授業の開始、終了時は、クラス委員の号令に応じて起立し、椅子を机の中に入れ、礼、挨拶をすること。

2 考査

- (1) 考査は厳正な態度で受け、不正行為は絶対にしないこと。万一不正行為があった場合、当該科目は0点となり、停学を含む特別指導を行う。
- (2) やむを得ず受験できない場合は、必ず考査不受験届を提出すること。病院に掛かった場合は、日時と病名が証明できる書類を添付すること。
- (3) 成績表等を活用して、自己の目標へ到達するよう常に努力すること。

3 進級・卒業等

- (1) 各教科・科目の単位の履修、修得は次の条件をすべて満たした場合に認定する。
 - ① 欠課時数が法定授業数(単位数×35)の3分の1以内以内であること。
 - ② 学年成績の評点が40点以上であること。
- (2) 進級・卒業は、次の各項のすべての条件を満たした場合に認定する。
 - ① 本校で定めた履修教科・科目のすべての単位を修得していること。
 - ② 出席日数が、出席しなければならない日数の3分の2以上であること。
 - ③ ホームルーム活動及び総合的な学習の時間の成果が、その目標から見て満足できると認められること。

第6章 生徒会活動・部活動

生徒会活動・部活動は、学校教育活動の中で重要な意義をもつものである。積極的に参加して、望ましい人間関係を形成しながら、お互いに協力しあってより充実した学校生活を送れるようにしよう。

- 1 クラス委員をはじめ諸役員など、各自に与えられた役割分担を責任をもって果たすこと。
- 2 文化祭(光陵祭)や体育祭等の学校行事や生徒会諸行事に積極的に参画して、行事の成功に協力すること。
- 3 部活動に積極的に参加して、学習活動と両立させながら、自己鍛錬に励むこと。
- 4 部活動については、別に定める**部活動規定**等を参照すること。
- 5 生徒会活動については、別に定める**生徒会規約**等を参照すること。

第7章 環境・美化

本校は県下でも有数の美しい自然環境の中に立地している。教育の場として恵まれた環境を共同生活の場とできることを大いに誇りとしよう。この環境をさらに良く美しいものにするために、常に過ごしやすい環境を維持していくために、清掃美化活動には、意欲的に取り組もう。

- 1 校舎内外を清潔で明るい環境に保つために、全校生徒で協力して清掃活動に取り組むこと。
- 2 校舎内外の施設、設備、及び樹木等を大切に、破損した場合には速やかに担任にまで届けること。
- 3 ゴミの減量に努め、外部からの持ち込みはしない。また分別収集を徹底すること。

第8章 校外生活

校外においても、本校生徒としての自覚や誇りを常に持ち、社会のルールやマナーを守って行動しよう。

- 1 校内、校外にかかわらず、常に「生徒証明書」を携行すること。
- 2 通学定期券、学割、生徒証明書等の使用についてはそれぞれの規定を遵守すること。
- 3 交通マナー、交通規則を守り事故防止につとめること。
- 4 飲酒、喫煙等、法律により未成年に禁止されている行為は絶対にしないこと。
- 5 遊戯場その他生徒にとって好ましくない不健全な娯楽施設・飲食店へは立ち入らないこと。
- 6 保護者の伴わない深夜の外出はしないこと。（福岡県青少年育成条例により午後11時以降の外出が制限されており、補導の対象となる。）
- 7 友人同士の外泊はしないこと。
- 8 男女交際は互いに人格を尊重し、高校生らしいものであること。
- 9 アルバイト、運転免許証の取得は原則として禁止する。（無断で行った場合は、停学を伴う特別指導の対象となる。）
- 10 その他、社会規範に反する行為は厳に慎むこと。